

福岡県森林環境税（第Ⅱ期）の中間検証に係る最終報告（要旨）

福岡県森林環境税条例には、附則第4項において、「条例の施行後15年を目途として、条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるとときは、条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されています。

平成20年度に導入された森林環境税は、令和4年度に条例施行後15年目を迎えることから、外部有識者で構成される「福岡県森林環境税検討委員会」において、これまでの森林環境税の収入状況や事業成果等の検証を行いました。この最終報告は、その内容を取りまとめたものです。

1 これまでの経緯

- ・ 県では、森林の有する公益的機能を将来にわたって維持するため、外部有識者による「森林環境税（仮称）検討委員会」の報告書やパブリックコメント等を踏まえ、平成20年4月から森林環境税を導入し、荒廃森林の再生や、松くい虫被害対策、森林づくり活動の支援等を実施。
- ・ 平成20～29年度までの第Ⅰ期は10年間が目標とされていたことから、福岡県森林環境税検討委員会において平成30年度以降の税の在り方が検討され、「森林環境税を継続していくことが適当」との提言。県では提言を踏まえ、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮に向けた施策等を実施するため、森林環境税を継続。

2 森林環境税（第Ⅱ期）の収入状況等

- ・ 第Ⅱ期の収入は、毎年約15億円、令和3年度までの4年間で約60億円と、安定した財源。
- ・ 森林環境税基金を設置し、森林環境税を荒廃した森林の再生等を図る施策の費用に限定して使用。第Ⅱ期の使途として、「荒廃森林の整備」などに約56億円を活用。

3 森林環境税（第Ⅱ期）を活用した事業と成果

（1）森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策

- ・ 第Ⅱ期では、令和9年度までの10年間に荒廃の恐れのある森林約1万haを整備する計画。令和3年度までの4年間で約5,300haの強度間伐を実施し、進捗は順調。整備後の森林では、林内の光環境が改善して下層植生が増加し、降雨による土砂移動の抑制効果が向上するなど、事業効果の発現を確認。
- ・ 間伐を繰り返す体制の構築では、令和3年度までに37名の自伐林家を育成。また間伐に必要な機材の導入支援や、間伐材集出荷場の整備支援を実施。
- ・ 松くい虫防除対策では、被害木の伐倒駆除や薬剤散布等による予防対策を実施。令和3年度の松くい虫被害量は、ピークである平成24年度の約1割程度となる650m³まで減少。



間伐後の下層植生回復状況



自伐林家育成研修の様子



ボランティアによる松林保全

（2）森林を守り育てる気運の向上に向けた施策

- ・ ボランティア団体等が企画立案して行う森林づくり活動の公募では、令和3年度までの4年間で213件の活動が採択され、延べ53,852人が参加。
- ・ 県民が森林とふれあう機会の拡大を目的とした展示林整備では、令和3年度までの4年間で14市町、27箇所の森林が整備。
- ・ 次代を担う子どもたちに森林の大切さを学んでもらう森林環境教育の講師派遣では、令和3年度までの4年間で、延べ53校、約2,800人の小学生が樹木観察等の講義を受講。

4 社会経済情勢の推移

(1) 林業を取り巻く情勢の推移

- ・ 県内の林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷や労働力の減少傾向が続くなど、依然として厳しく、森林を所有者による林業活動だけでは支えられない状況が続く。

(2) 自然災害の多発化・激甚化

- ・ 県内では、平成 29 年以降、5 年連続で大雨や台風による災害が発生しており、森林・林業分野でも大きな被害が発生。また、将来、県内の大気・短時間強雨の発生回数の増加が予想されていることから、引き続き災害に強い森林づくりの推進が必要。

(3) 国際的な環境保全の取組

- ・ 地球温暖化に起因する異常気象が多発する中、「SDGs」や地球温暖化対策の新しい枠組みである「パリ協定」など、国際的な環境保全の取組が加速化。国も「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、温室効果ガス排出削減目標の達成等に資するための取組みを強化。

(4) 福岡県ワンヘルス推進基本条例の制定

- ・ ワンヘルスの理念に基づく行動・活動を推進し、その実践に関する課題に取組むため、県では「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定。条例に基づく行動計画では、人獣共通感染症の発生に気候変動等が強く関連していることを踏まえ、適切な森林整備推進の必要性を明記。

5 県民の意見等

(1) 県民の意見

- ・ 令和 4 年 1 月に行った県政モニターに対するアンケート（400 名のうち 296 名が回答（回収率 74%））では、森林環境税の取組について約 94%が「良い取組」「ある程度良い取組」との評価をしたほか、約 90%が森林の持つ役割に関心があると回答。

(2) 市町村の評価

- ・ 森林環境税を活用した事業の主な実施主体である市町村へのアンケートでは、税の取組に対し、約 85%が「満足」「まあ満足」であると回答したほか、多くの市町村が取組は事業目標の達成に繋がっていると評価。

(3) パブリックコメント

- ・ 令和 4 年 5 月 18 日から 30 日間、中間報告書に対するパブリックコメントが実施され、46 件の意見が提出。このうち、中間報告の主旨に沿う意見は約 8 割となる 35 件。

6 中間検証のとりまとめ

条例の施行状況や社会経済情勢の推移等を踏まえて総合的に判断すると、福岡県森林環境税を今後も継続し、国の森林環境譲与税も効果的に活用しながら、森林保全のための施策を実施していくことが適当であると評価。

(1) 新たに必要な施策

- ・ 将来の大雨に備え、さらに災害に強い森林づくりを推進することが必要。このため、「流域治水」の観点からも上流域の森林において地表流の急激な流出を抑えることを目的に、新たに「筋工」を工種に追加し、下層植生が少ない箇所などに広く面的に設置。
- ・ 「森林を守り育てる気運の向上に向けた施策」の効果を持続的に発揮させていくため、資金面や参加者確保等に課題を抱える森林ボランティア団体の継続的な活動を、総合的にサポートする体制を構築。

(2) 今後の施策に必要な財源

- ・ 荒廃の恐れのある森林の整備など、令和 5 年度から 9 年度までに必要な施策に要する費用については、森林の有する公益的機能の恩恵を享受している全ての県民に負担を求める観点から、現在の「福岡県森林環境税」の仕組みを継続することが適当。